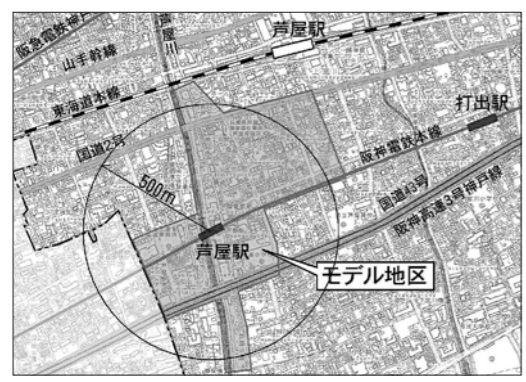


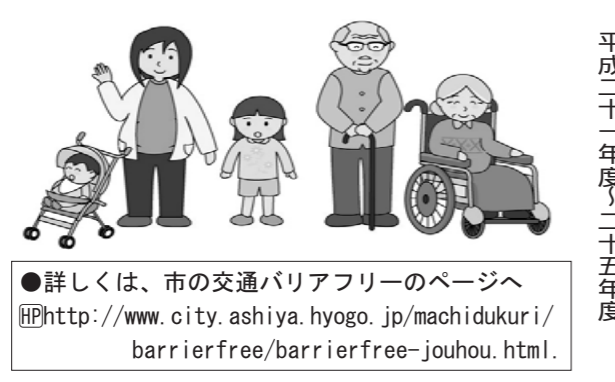
整備目標

だれもが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを目指し、すべての人々が、ともに支え合う社会づくりを進めます。

- ◆心のバリアフリーを進めます
- ◆“一度は訪れてみたいと思う美しいまちづくり”と、“ユニバーサルデザイン”の調和を目指します
- ◆役割分担を明確にし、事業の推進を目指します



モデル地区の名称
阪神芦屋駅・市役所周辺地区



詳しくは、市の交通バリアフリーのページへ
http://www.city.ashiya.hyogo.jp/machidukuri/barrrierfree/barrrierfree-jouhou.html.

事業プランの設定

	ハードに関すること	ハード・ソフトの中間的な内容	ソフトに関すること
協議会での取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ■地区内施設のバリアフリー改修の実施(補助) ■店舗内多機能トイレの設置(補助) ■地区内案内板の設置 ■駐車場の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ■商業施設でのユニバーサルデザインの取り組み啓発 ■バリアフリー改修の呼びかけ ■多機能トイレ設置の呼びかけ ■介助犬や盲導犬の同伴可能な呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ■まちの案内システムづくり ■地区内のまちあるき ■まちの案内・地図づくり ■冊子などによる広報 ■ホームページなどによる情報発信 ■まちの課題の解消 ■地区内のまちあるき ■不法駐車対策 ■不法駐輪対策 ■ユニバーサル対応不備部分の点検
関係者との協力	<ul style="list-style-type: none"> ■地区内施設のバリアフリー改修の実施(補助) ■店舗内多機能トイレの設置(補助) ■地区内案内板の設置 ■駐車場の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ■介助犬や盲導犬の同伴可能店舗の実現 	<ul style="list-style-type: none"> ■教育との連携(精道小学校等と連携) ■地区内のまちあるき ■啓発ポスター等の製作
行政の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ■行政によるバリアフリー改修事業の推進 ■バリアフリー補助の実施 ■ユニバーサル対応不備部分の整備(再整備) 		<ul style="list-style-type: none"> ■ユニバーサルデザイン情報の提供 ■福祉に対する費用負担等の実施 ■市民に対する啓発活動の推進 ■職員に対する研修の実施

障がいの有無や年齢などにかかわらず、だれもが同じ地域社会で生活する者として、主体的に生き、社会の支え手となるユニバーサル社会の構築が求められています。

このユニバーサル社会づくりに向けて、市民・地域団体・企業行政など地域社会を構成するすべての人が力を合わせ一体となって進めていく必要があります。

県では、ユニバーサル社会づくりを進めようとするすべての人が共有すべき理念と、実現に向けた取り組み

市の基本方向を明らかにするため、平成十七年に「ユニバーサル社会づくり総合指針」を策定しました。

この事業プランは、「ユニバーサル社会づくり実践モデル地区」として、県より指定され策定しました。

計画策定に際しては協議会を結成し、さまざまな議論を重ねながら行いました。引き続き協議会において、この事業プランに基づき、また社会情勢やユニバーサル社会づくりの状況などを踏まえながら実施していきます。

モデル地区の区域
当地区は、阪神芦屋駅や市役所をはじめとする官公庁施設および福祉施設などの福祉施設、市民センターなどの文化施設、商店街などの身近な商業施設などが数多く立地されているため、バリアフリー化を率先して取り組むべき地区として、大半が、芦屋市交通バリアフリー基本構想における重点整備地区として位置付けられています。

モデル事業の期間
平成二十一年度～二十五年

モデル事業の期間

ユニバーサル社会づくり実践モデル地区(阪神芦屋駅・市役所周辺地区)モデル事業プランを策定しました

問い合わせ 都市計画課 ☎382073



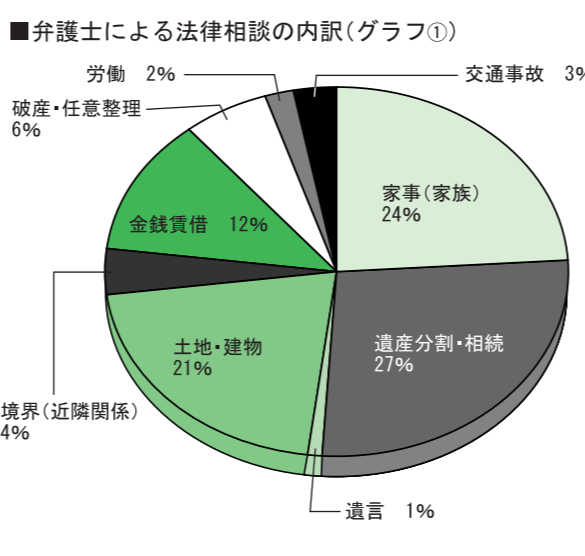
市民相談

平成20年度市民相談の受け付け件数は、835件でした。内訳は、(表①)のとおりです。

弁護士による法律相談について、相談内容(グラフ①)の内訳をお知らせします。

市民相談受け付け件数の内訳(表①)

相談	件数
行政相談	15件
家事相談	159件
弁護士による法律相談	296件
司法書士による法律相談	301件
公正証書相談	64件
合計	835件



清水公園

＜平成20年度集計結果＞ お困りです課に寄せられた「市民の皆さんの声」

「どこに相談したらよいのか、相談窓口がわからない」「問題を抱えて困っている」などでお困りのかたは、お気軽にお困りです課にご相談ください。お困りです課は、行政と市民のパイプ役です。行政で解決ができるものは整理し、担当窓口におつなぎします。問題解決の糸口を探す相談窓口として、「お困りです課」をご利用ください。

問い合わせ お困りです課 ☎38-5401/☎38-5402/✉info@city.ashiya.hyogo.jp

1位・道路

市に寄せられた要望等八百三十七件の中で最も多かったものは、道路関係の百四十三件で17.1%でした。

【道路歩道に関する事】
道路の舗装・補修のほか、歩道の段差解消や、標識やミラーの設置、街路灯の照明についての要望等がありました。

交通標識や信号機の設置については、警察が所管となりますので、お困りです課を通して声を届けています。

【駐輪等自転車に関する事】
放置自転車、不法駐輪車の撤去に対する苦情・要望がありました。

放置自転車・不法駐輪については、通行の妨げになり、事故につながることもあります。

市へ撤去の依頼がありますが、自転車等放置禁止区域外での車両の即日撤去は困難なことから、市民の皆さんの交通マナーによるご協力を願います。

2位・都市環境

二位、都市環境に関するものは、百三十三件で15.9%でした。

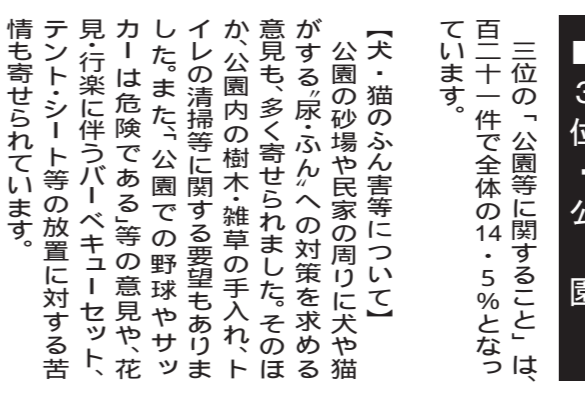
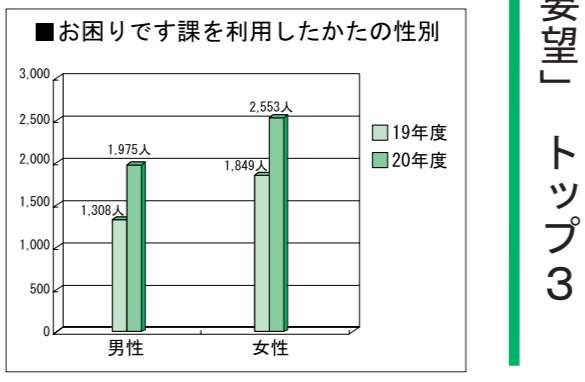
【「市民マナー条例」について】
「受動喫煙防止のため喫煙禁止区域を広くしてほしい」「喫煙禁止区域から外れた境界の溝に吸い殻が捨てられている等の意見がありました。」「夜間の騒音等、マナーを守ってほしい等」の要望がありました。

二位、都市環境に関するものは、百三十三件で15.9%でした。

3位・公園

三位の「公園等に関する事」は、百三十一件で全体の14.5%となっています。

【犬・猫のふん害等について】
公園の砂場や民家の周りに犬や猫がする尿・ふんへの対策を求める意見も多く寄せられました。そのほか、公園内の樹木・雑草の手入れ、トイレの清掃等に関する要望もありました。また、公園での野球やサッカーは危険である等の意見や、花見・行楽に伴うパーベキューセット、テント・シート等の放置に対する苦情も寄せられています。



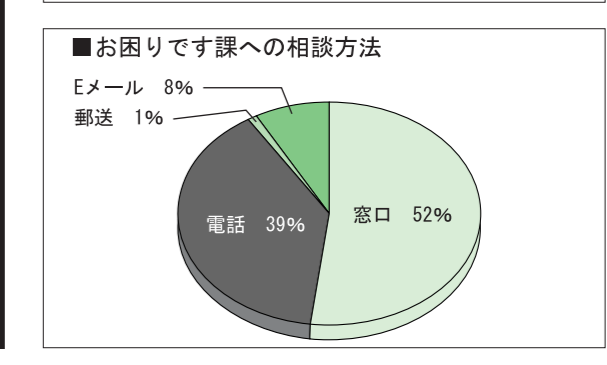
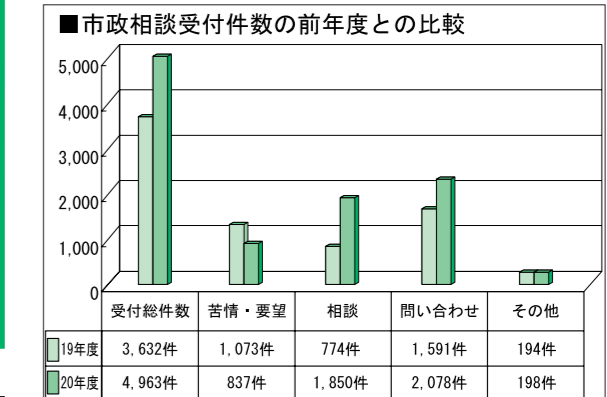
知って便利な相談窓口 ミニミニ情報

- 【消費生活相談】消費生活センター(☎38-2034)
■相談日 月～金曜日・午前9時～正午・午後0時45分～4時
■内容 商品やサービスの苦情、悪質商法等のトラブル、その他事業者との契約、暮らしに関する疑問など ■相談員 専門相談員
- 【交通事故相談】兵庫県総合相談センター(☎078-360-8521)
■相談日 月～土曜日・午前9時～午後4時(土曜日の面接のみ要予約) ■内容 交通事故に伴う賠償問題、示談、保険金請求方法など ■相談員 交通事故相談員
- 【弁護士による交通事故相談】兵庫県総合相談センター(☎078-360-8521)
■相談日 第3火曜日・午後1時～3時(要予約) ■相談員 弁護士
- 【労働・年金相談】経済課(☎38-2033)
■相談日 第2火曜日(休日の場合第3月曜日)午後1時～4時(随時受け付け) ■内容 各種労務相談 解雇・賃金不払い等(各種年金相談・社会保険相談・労働保険相談) ■相談員 社会保険労務士

「親切・ていねい・迅速」をモットーに！ 1日の相談件数 平均20件

「お困りです課」は、開設から7年目を迎えました。その間、多くの市民の皆さんから、さまざまな声をいただけてきました。昨年度の窓口・電話等の受付総件数は、4,963件。1日当たり平均20件のご相談やお問い合わせがあり、多くのかたに利用していただいていることが分かります。

お困りです課に寄せられたご意見等は、担当課へ連絡し、迅速な対応ができるよう心掛けています。



新版「芦屋市ガイドマップ」を差し上げています

全市の市街図のほか、市章の由来、市の木・市の花の紹介、市内の主な施設・窓口案内、歴史や見て歩きマップなどを掲載しています。

お1人に1部を、市役所1階行政情報コーナー、ラポルテ市民サービスコーナーで差し上げています。

ご希望のかたは、上記へお申し出ください。

*印刷部数に限りがありますので、複数部数が必要なかたは、広報課へご相談ください。

問い合わせ 広報課 ☎38-2006

【行政相談】

- 相談日 第3水曜日・午後1時～4時(受付0時45分～3時30分)
- 内容 国や県への苦情・要望・意見など ■相談員 行政相談委員
- 申し込み 当日、直接、お困りです課へ

【家事相談】<要予約>

- 相談日 毎週水曜日・午後1時～4時 ■内容 親子・夫婦・離婚・相続問題など ■相談員 専門相談員 ■申し込み 希望相談日の週の月曜日・午前9時から、電話でお困りです課(☎38-5401)へ

【弁護士による法律相談】<要予約>

- 相談日 毎週水曜日・午後1時～4時 ■内容 借地・借家・金銭貸借など ■相談員 弁護士 ■申し込み 希望相談日の週の月曜日・午前9時から、電話でお困りです課(☎38-5401)へ

【司法書士による法律相談】<要予約>

- 相談日 毎週金曜日・午後1時～4時 ■内容 登記・多重債務整理・不動産など ■相談員 司法書士 ■申し込み 当日、直接、市役所南館1階受付へ

